議案第81号

朝来市印鑑条例の一部を改正する条例制定について 朝来市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。 令和元年12月9日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領(昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長通知)の一部が改正され、成年被後見人に係る印鑑の登録申請を受けることができるとされたことから、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市印鑑条例の一部を改正する条例

朝来市印鑑条例(平成17年朝来市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第5条第2項中「記載」の次に「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)」を加える。

附則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第81号資料

朝来市印鑑条例新旧对照表

 現
 方
 改 正 案

 (登録資格)
 (登録資格)

第2条(略)

2 前項の規定にかかわらず、満15歳未 満の者及び<u>成年被後見人</u>については、 印鑑の登録を受けることができない。

(登録印鑑の規制)

第5条(略)

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第2条(略)

2 前項の規定にかかわらず、満15歳未 満の者及び<u>意思能力を有しない者</u>につ いては、印鑑の登録を受けることがで きない。

(登録印鑑の規制)

第5条(略)

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載 (法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。